

## 会 議 録

|      |                                                                                                                                                                                       |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議名称 | 平成23年度 第2回 佐倉市子育て支援推進委員会                                                                                                                                                              |
| 開催日時 | 平成24年1月18日(水) 午後2時～午後4時30分                                                                                                                                                            |
| 開催場所 | 佐倉市役所議会棟2階 第四委員会室                                                                                                                                                                     |
| 出席者等 | <p>委 員：萩原委員、稲垣委員、久保委員、清宮委員、伊藤(芳)委員<br/>佐藤委員、大野委員、伊藤(祐)委員、長島委員、日暮委員<br/>伊藤(桂)員、徳永委員、高木委員、吉武委員、木村委員</p> <p>事 務 局：石井健康こども部長<br/>子育て支援課 石渡課長、高橋副主幹、山本副主幹、<br/>野口副主幹、長谷川主査、滋野主査、酒井主任主事</p> |
| 会議議題 | <p>(1) 諮問第1号 佐倉市保育園等の在り方に関する基本方針（素案）について（審議）</p> <p>(2) その他</p>                                                                                                                       |
| 会議経過 | 別紙、平成23年度 第2回 佐倉市子育て支援推進委員会 会議録のとおり                                                                                                                                                   |

## 平成23年度 第2回佐倉市子育て支援推進委員会 会議録

【1 佐倉市健康こども部長あいさつ】

【2 委員長及び副委員長あいさつ】

【3 議事】

### ●議題1 諮問第1号 佐倉市保育園等の在り方に関する基本方針 (素案)について(審議)

資料1. 佐倉市立保育園等の在り方に関する基本方針(素案)

資料. 佐倉市保育園の今後の在り方に関する基本方針(素案)【要旨】

資料3. 佐倉市児童センター・学童保育所の今後の在り方に関する基本方針(素案)【要旨】

資料4. 佐倉市子育て支援推進委員会事前質問票回答取りまとめ

### 【事前質問票回答取りまとめについて】

(事務局説明)

資料4「佐倉市子育て支援推進委員会事前質問票回答取りまとめ」により、素案に対する事前質問について説明。

(委員長)

皆さんから事前質問をたくさん頂きまして、ありがとうございました。それでは、ただいま説明がありました「事前質問票回答取りまとめ」について、少し時間を頂いて皆様から意見交換をお願いしたいと思います。なお、今回の基本方針の素案に対する答申に向けての意見交換の時間も取りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、ただいま説明のありました事前質問票回答取りまとめのNo.4とNo.20について、保育園長や児童センター所長、児童インストラクターの方の現場の声を聞きたいとのことで、ちょうど委員の中にいらっしゃいますので意見を少し出して頂けたらと思います。

(委員)

ちょっとその前に委員が24名いながら、A,B,C,D,Eと5名しか質問ですとか意見書を出していません。だから一部においては、この5名に関してはすごく良いのだけど、他の委員の方の情熱とかそういうことに疑問を感じまして、もう少し声の無い方にもしゃべって頂きたいような気がします。5名だけで全ての議論をするのは、あまり適正ではないと感じます。

(委員長)

ただ、せっかく出して頂いたので、これに対する現場の意見も聞きたいと思います。

(委員)

それはいいのですが、それで終わるのではなく本当に委員が真剣に考えているのか、疑問を感じます。

(委員長)

たぶん、これから皆さん意見を出して頂けると思います。

それでは早速ですが、公立保育園の園長先生お願いします。

(委員)

現場での課題ということですので、話をさせていただきます。公立保育園では素案の中にもありましたが、臨時職員と正規職員の割合が65%と35%ということで、たいへん臨時職員の方が多いというのが現状です。公立保育園の場合、朝7時から夜8時まで開園している園があります。その間は13時間開所しておりますので、職員はシフト制で保育をしております。これは園によって多少のズレはあると思いますが、正規職員は必ず1名、そこに臨時職員のかたが一緒に朝の6時45分から出勤し15時半に帰ります。遅番は、正規職員と臨時職員が10時に出勤します。それだけでは保育は出来ませんので、そこに時間外保育を担当している、これも臨時職員のかたですが加わって保育をしているのが現実です。素案の中にもありましたが、1日に一人の子どもにかかわる保育士は、こういうシフト制をしているので3、4回交代してと書かれておりましたが、実際には3、4回は交代しておりますが、保育士と子どもにかかわる人数はもっと多いです。一人の子どもを一人の保育士が見ているということではありません。園全体で子どもを見ているという考えですので、ある子は今日は3人位かもしれないし、またある子は10人位かかわっていたかもしれないし、それは頭数では決められないことであると思います。それで、

職員が交代をすることが支障となっているかは、無いとは言えません。ですがそれを支障としておくわけにはいきませんので、連絡や引継ぎ等を忘れないような、ノートを使ったり直接会って引継ぎをしたりというようなことをしております。シフトについて先程は、園によって違うと申し上げましたが、園によっては複雑なシフトを組んでしまっている園もあります。それは職員が足らなかったり、正規職員が足らなかったり臨時職員の数と上手く合わなかったりということがありますので、そうすると引き継ぐ回数も多くなりますし、そこで伝わっていくうえでの支障が多くなるということも考えられます。そういったことを考えていくと、引き継ぐ回数は少ない方が良いのかなとは思いますが、それで、一番初めに申し上げた正規職員と臨時職員の割合ということですが、正規職員だから良いとか悪いとか、臨時職員だから良いとか悪いとかということではなくて、正規職員と臨時職員が居る中で、ひとつの一定のレベルということを保つためには、どちらかといえば正規職員の方が指導的な立場にあるので、臨時職員を指導しながら一定のレベルまで持ち上げながら保育をしていくということに、正規職員が力を注がなくてはいけないというのが現実になっています。その上で同じレベルに保てるように指導しながら、或いは研修を重ねながらやっていますが、現場では指導していく時間もたいへん大切な時間ですけれども、どちらかということと子どもが安心して保護者が安心して安定した保育園生活が送れるということが一番だと思っておりますので、その時間というところが無駄になるという言い方はおかしいですが、長い時間かかってしまうなというところがあります。ですがそのことが、一番の今の保育園の課題ではないかと思えますし、以前は産休・育休での欠員の補充で済んでいたのが、今は職員数そのものが少なくなっていますので、そこも臨時職員が埋めているということなので、臨時職員の割合が多くなっているということが大きな課題かなと思っています。

（委員長）

ありがとうございました。正規職員より臨時職員の方が多いのが、現状ということでしょうか。それでは民間保育園の園長という立場で、いかがでしょうか。

（委員）

民間の課題というのは、ひとつは運営費とそれから国・県・市の補助金で運営しているわけですが、運営費ですから運営にはお金が使えます。しかし、例えば大規模修繕ですとか、だいたい民間保育園は、社会福祉法人の設置した園と言った方がいいのかも知れませんが、

30年以上が建設してから経過しておりまして、今後これから改修工事をしなければいけないという大きな課題があります。これは今のところ佐倉市では、施設整備費の補助金の制度が整っておりません。おそらく計画はして下さっているのだと思います。ただ、これがいつから実施されるのか、それから改修工事もたぶん新たな事業の取り組みとして、行政の方でも取り組もうとして下さっていると思うのですが、その辺りの具体的な中身が提示されていないので、ある程度佐倉市としての方針が示されると非常に良いのかなと思います。いわゆる運営というよりも施設整備です。施設整備には、かなりのお金がかかるのは確かです。永続的な施設運営の中で、一時金でたくさんお金を出すということは、財政的なことからすると困難な事態になってくると思われます。ですから数年的に、例えば減価償却費を積み立てられるような、少しずつ資金を期間である程度積み立てられて改修工事が必要な時には、そのお金である程度は賄えるということが出来るようになる、かなり柔軟に施設整備が対応出来ると思います。課題ということで言うと、もうひとつは民間だけではなく、子育て支援センターはすごく大事だと思います。子育てのいわゆる窓口と言いますか保育園もそうなのですが、手軽にと言うか気軽にと言いますか、親の集いの場として、いつでもそこに行って仲間が居て子どもを育てるいろいろな情報を得られるという場所は、非常に大事だと思います。佐倉市ではある園とない園とがありますが、私はもっと言うところ小学校区にひとつ位は親が通えるような拠点づくりを、私が数十年子育て支援センターの拠点事業をやってきて感じていることは、「もっと近くにあったら・・・。」と言うお母さんたちが、けっこう遠くから車で来られているようなことがありますので、課題というか、公立・民間にかかわらず子育て支援センターを少しずつ増やしていくことが非常に大事だと思います。

（委員長）

民間の良さという点では、どうでしょうか。

（委員）

民間の良さは、柔軟な経営いわゆる柔軟な保育運営というものが出来ると思います。もうひとつは、独自性ということが言えると思いますし、非常に柔軟性もあると思います。独自性とは、園によっての考え方、園長や理事長の考え方を主体性的に子どもの教育や保育に取り組んで行けます。もう少し言い方を変えれば、親の選択肢の枠を広げる意味では民間保育園が多いことによって、いろいろな選択肢が出来ます。もちろんそこには公立という選択肢も、必要であると思います。

そういう面での保育の理念や何かによって、いろいろな保育の内容をバラエティーに取り揃えるという点においては、民間の園がそういうことを主体的に取り組んで行けるということがあると思います。それから柔軟的と言うのも、よく分かりませんが公立の場合だと何かをやるという時に、例えば今日何かをやるという時に、いろいろと手続き論がまずあるのかと思います。民間の場合ですと例えば、「園長、今日とても良い天気だから遠足に行ってもいいか？」ということがあったら、“保育士は何名いるか”や“暑さ対策”など大事な部分をチェックして、すぐに許可して送り出すことが出来ます。そういった面で、柔軟性があると思います。もっと言えば畑を作って、給食とは別に釜を持っていますので、「今日は、じゃがいもでポテトサラダを皆で作ろう。」と言えば、じゃがいもを茹でてポテトサラダを作ったりカレーを作ったりと、その園の食育の取り組みや保育の仕方だとか、いろいろなバラエティーに富んだ保育の提供が民間にとって得意な分野だと思います。公立がやらないとか出来ないということではなく、公立もやっていますが民間にとっては非常に得意分野であると言えます。

（委員長）

ありがとうございました。だいぶ自由性があるということでしょうか。

（委員）

保育園が、地域の子育て支援センター的な役割を果たしていかないといけないと思っているし、小学校区に、本当に生活圏内にひとつずつあっても良い位だと思うのですが、回答取りまとめの2ページの6のAのところで、「現在10か所ある民間保育園の半数である5園で、子育て支援拠点事業を行っています」ということなので、その保育園名と事業内容を教えて頂いて、それは民間ですけれども市からの規範などがあるのか、民間の中でオリジナリティーを持ってやっているのかをお聞きしたいです。

（委員）

事務局の方がより正確だと思いますが、民間の保育園の子育て支援の活動の内容については、私の方から事例として、私の園の事例で良ければお話しできると思います。

（委員）

先生の園の事例は、光の子保育園が素晴らしいのはよくわかってい

るので、他の園のことをお聞きしたいです。

（委員長）

それでは、事務局の方でお願いします。

（副委員長）

すみません。今のことで一点確認させて頂きたいのですが、地域子育て支援センターとは制度です。子育て支援センターは、民間の保育園だからやっていることではなくて、公立の保育園でもやっている園もありますし民間保育園でもやっている園があるので、民間保育園での取り組みということではなくて、先生の園がたまたま子育て支援センターを受諾していることとして、まずご理解して頂く必要があると思います。

（事務局）

民間の5園はどこかということについて、光の子保育園、にじいろ保育園、おひさま保育園、すみれ保育園、ハローキッズの5園となります。

（副委員長）

一般論で、お答してもよろしいですか。子育て支援センターとは、どのような機能を持っているかと。

（委員）

実際に佐倉市で、どういう支援事業をしているのかを聞きたいです。

（副委員長）

わかりました。事務局の方でお願いします。

（事務局）

子育て支援センターにつきましては、先ほど副委員長の方でお話して頂きましたが、地域子育て支援拠点事業という事業になります。その中には、いろいろな類型がありまして、ひろば型ですとかセンター型ですとかいくつかあるのですが、地域における子育て支援の拠点とそのままで、育児に不安を持った保護者の相談、援助、情報提供、交流などの事業を行うということで、中には子育て支援団体との連携をとって事業を行うケースもございます。その他にどこかへ出向いて、例えば公園で活動することもございます。佐倉市は公立保育園8

園ありまして8園とも行っておりますが、民間保育園10園のうち先程申し上げた5園で行っております。民間保育園については委員のお話のように、それぞれ特徴を持った中で、情報交換ですとか保護者からの子育ての相談、援助、それから交流の場の提供として取り組んで頂いております。具体的には、例えば親子で集まって何かイベントですとかゲームをやったりと、そういうことを通じて保護者同士のコミュニケーションが生まれるということもありますし、子育てをしている中での悩みなどを相談し合ったりと、そういった事業を展開して頂いております。

（委員）

それは国からのということで、市から受託されてこの5園がお引受けしているという感じですか？

（事務局）

費用的な部分は佐倉市から補助金として運営費の一部を、基準額がありますのでその中の範囲でとなりますが、補助金として交付しております。

（委員）

公立では正規職員が少ないと、今それぞれ問題点をお話し頂いて、民間保育園は修繕費を含めて財政運営的な部分でたぶんご苦労がありだと思うのですが、前に在り方検討会の時には、民間保育園長がいらっしゃって、私たちは民間の良さ公立の良さがあるとして、バランス的に今8園と10園ですが、これから民間の方が増えていくと思われるのですが、民間保育園長は公立があることがとっても重要だとおっしゃっていて、ここで8園を減らさなければいけない。選択肢がたくさんあって、民間の良さもあるけれども、公立を減らさなければいけないというところが、私はどうなのだろうと思っているのですが、委員の園も保育理念とかそういうすばらしいものがある中で、民間の立場で公立保育園の必要性についてどうお考えか伺いたいです。

（委員）

基本的なことは親の選択肢であって、公立でないと出来ない部分というのがあります。だから素案の中でも、たぶん全部の公立保育園を民間委託しようということではなくて、地域に必ず一つは残していこうという基本的な考え方が行政にはあります。ですから、その地域の中に公立保育園を選ぶという選択肢が必ずあるわけで、また勤務の状況によっては自分の地域ではなくてA,B,C,D 在る中で、自分はAに

居るけども通勤の関係で D の公立がいろいろな条件からして良いということなら D を選ぶことが可能だと思うので、私も基本的には、公立があることの大事さの認識は持っています。というのは、私たちでは出来ない公立の提供があるわけだから、選択肢の中に残しておかなければいけないと思います。もうひとつは、民営化をするメリットはいったい何なのかということは、いわゆる財源のことが、特に大きく公立の保育園の財源が素案のどこかに載っていたと思いますが、非常に大きな負担が出てくるということが民間に移管することによって、素案の6ページ一番上の「公立保育園・民間保育園運営費の財源内訳」を見ると、民間の場合は保育料、もちろん保育料は民間保育園も公立保育園も同じように負担することになっています。その他に民間だと国庫の補助金や県の負担金、そして市のいわゆる財源を使うと、やはり割合を見ると公立保育園が保育料以外は多少国庫支出金があるけれども、財源をかなり多く支出しなければならないということがあります。それに比べると民間は、まだ別な資金を活用出来るということを考えて時に、やはり財源がどんどんこれから多くなれば良いですが、少なくなっていく現状の中で、やはり佐倉市の財源の効率的な活用と言いますか、それはやはり佐倉市の私たち市民も他から持ってこられる財源は持ってきて活用した方が、またより他に有効に資金が使われるのではないかと私は素案を見ながら感じました。

（委員）

あまり討論になるといけませんが、財源のところにつきましては、2004年に一般財源化されてというところがありますけれども、その延長で考えますと今は民間には国庫支出金が出ていますけど、これが永遠に出るかどうかということさえ保障は考えてみるとないわけで、ですから今の時点で財源論を論じることは、どうなのかということが一点あります。それから、今の委員の取りまとめの中で説明が飛ばされてしまったのですが NO.19です。「市としての子育てに対する考え方の大きな柱はなんでしょうか」ということですが、やはり基本的にこの委員会、子どもをいかに健やかに育てるかという議論をする場だと思いますので、財源論で議論してしまうとちょっと違うと思います。それぞれ苦労しているけれども、やはり一番の基本は子どもたちをどう育てるかということころを、この委員会では議論して、委員がおっしゃったようなそういう視点で保育をされていると思いますが、やはりこれから地方分権になりますとお金の使い方は、まとめて交付金が一活で入ってきて、市長の考え、市長の裁量で変わってくると思います。ですから市長が子育てにどんな考えを持っているかということが、決定的になってくると思います。要するにお金の使い

方ということになるので、そのところが市長がどういうお考えでここに諮問されたのかなと私は思っています。市長のお考えについてはあまり説明がなかったので、常々、子育ては大事にするとおっしゃっていますので、やはり財源のしわ寄せと言うのはおかしいですけど、保育の部分に切り詰めるのではなくて、他をもっと考えてという方法を採用して頂きたいと思います。そのところの説明があまり無かったので、お聞きしたいと思います。

（委員長）

それでは事務局の方で、少し説明をお願いします。

（事務局）

説明は省略させて頂きましたが、基本的にはこちらに書いてあるとおりですが、市長の理念、市の理念ですが、一昨年策定しました次世代育成支援行動計画の基本理念が、ここに書いてある「手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子」ということです。具体的には「豊かな子ども時代をおくれるまちづくり」、父兄の目から見て「子育てしやすいまちづくり」、「子育てを地域全体が支えるまちづくり」という基本方針でございます。具体的には、素案の中でも在り方の提言を踏まえまして、特に力を入れた点でございますが、まず子どもがいる施設については当たり前ですが、安全な建物、施設というところでは、やはり耐震化が大切で、弱い所から順に改修をすでに行っております。今年は公立2園で建て替えをしています。委員が言われたとおり、今までは老朽化した社会福祉法人への支援体制は、国の制度はありましたが市の制度はありませんでしたが、やはり数年前からの在り方の議論を通じて、これは必要だということで実施計画に盛り込んでおります。今回の全体の経費の節減の中で、民間保育園の施設管理をもっと充実しようということで、この素案の中にも盛り込んでございます。それから、学童保育所の過密状態です。やはり欠席率を勘案した定員を設定した学童保育所もございますので、確かにいつも同じ率で欠席して下さればいいのですが、欠席率が少ないとかなりの過密状態となります。そういうものにつきましては、従来の余裕教室を、学校の教室が空くのを待つのではなく、積極的に民間の建物でも賃借してでも借りよう、過密を解消しようということが学童の提案で入っております。これは、ハード面です。それから学童保育所の未整備小学校区で、バスに乗って遠くの学童に通わなければならないという事例がありましたが、昨年の12月に和田小学校区で学童が開所したことにより解消いたしました。それから6年生までの受け入れ拡大については、6年生まで必要か、子どもの子育ちから見れば必要ないのではとの議

論がございますが、新システムでは基本的には6年生まで、今までは3年生で余裕があれば6年生ということでしたが、基本方針では新システムは6年生までになりそうでございます。佐倉市長は、一応6年生まで、子どもにとってご両親がどうしてもお仕事で学童保育所が無ければ鍵っ子になってしまうということであれば、あえて学童保育所を6年生まで入れさせないのではなく、きちんと身守りのある場所で見ること子育ての面では必要な場合は必要ではないかという市長の思いがありまして、佐倉市では他団体よりも比較して6年生までの受け入れ拡大を市長の方針でしております。その他は一般的なことになりますが、保育士の研修、資質の向上、児童センターは当初建てた時には学童保育所という機能が無いままの設計に対して、後から学童保育所を作っておりますので、今回の素案でも本来の児童センターの機能に戻すべきということで、出来ましたら小さな小規模児童センターと学童保育所は、将来的には分けたいという方向性を打ち出しております。そういうところが、子どもの最善の利益にたつ市長の方針です。以上です。

（委員）

基本方針と言いますけど、これは受け手側の考え方で、本当に地域で子どもをどう育てるか、子どもをどう位置づけるか、その根幹がはっきりしないと成り立たないと思います。私は、基本的にまず環境を考えなくてはいけないと思います。これから、どんどん人数が減ってきます。あと15年位経つと23%の人が亡くなります。そして75%になると、税収がもっと減ってきます。昨日、中国の経済の発表がありまして、昨年度は8.9%でした。これは大変なことで、中国の経済システムはたぶん壊れるので、雇用なんかが必要であると考えます。将来の子どもたちは職場は円高で海外、同僚・部下は外国人という時代が来た時にどうするのか。まずこれからの縮小に対して、子どもたちにこの街に居続けてもらって、子どもが次を担う子どもたちを育てていくということを、温暖化を含めて環境が厳しくなっていく中で、中国が崩れたら日本も引っ張られます。そういう不況の中でどうするのかです。それから、将来は温暖化が進んで天候もダイナミックに動くので、厳しい環境があると思います。そういう中で、子どもたちがどう育つか、そういうような考え方をしなくてはいけないと思います。子どもは保育とか福祉のジャンルで担ってきたけれども、スウェーデンは2年前に教育という形で幼児を含めて統一しています。やはり教育という形で私は、考えるべきだと思います。そういう基本的な大きな定義をしないと、受け手側のことを考えても本当に子どもをどう育てていくか、そういう方針がないといけないと思います。こ

れから地域はどんどん小さくなって、その中で子どもをどう育てていくかが一番大きなことだと思います。そこから、ここの問題が出てくるのだと思います。

（事務局）

今おっしゃられたことは基本的にはそうだと思いますが、佐倉市の場合には、基本的には基本構想から基本計画、実施計画がという形で全体計画がまず基本的にあります。今回に関して言えば「市がこういう市をつくります」、「子どもたちの住む環境はこうです」と大きな計画がある中で、今回は個別の市立保育園の在り方についての基本方針を作っていくから検討して頂きたいということで、広報で公開していますのでそれをご覧になって頂いて、「ここにはこう書いてあるけれど、これはおかしいのではないか。」という議論はあるかもしれませんが、その辺をすでに前提にして進んでいると考えて頂ければと思います。

（委員）

その前提がないのでは、ということです。

（事務局）

基本構想の中には5本の柱があって、子どもたちをこう育てたいという環境による議論はありますし、場合によると委員によれば、ここについては書き込みが足りないとかあるかも知れませんが、私どもは現在これに基づいて提案させて頂いていると理解して頂ければと思います。

（委員）

戻すようで申し訳ないですが、正規職員のかたと臨時職員のかたがいるということで、それは財政難からそういう現状だと思いますが、シフトを組むにしても、保育時間中に指導しながら一定のレベルにすることはとても大変なご苦労だと思います。子どもから見ても保護者から見ても、どの先生も同じ先生です。それが保育園の課題だとおっしゃっていましたが、私からすればそれは行政の方でなんとかして頂いて、保育時間中は本当に子どもに100%、120%係わって頂きながら、他の時間に研修をして頂くなり、臨時の職員のかたが正規の職員になれる道があったりして、行政の方の課題ではないかと私は思ったのですが先生のお考えをお聞きしたいです。

（委員）

確かにおっしゃるように、行政側の課題に繋がるかなと思います。ですが現場でもやはり課題でして、研修ですとか指導ですとかは、子どもの前で「こうするのよ。」とは言ってはおりません。研修も違う時間帯にやっていますし、子どもがいない所で実施しておりますので、子どもには100%以上、150%で子どもそのものに保育を実施しておりますので、そこはご安心ください。大丈夫です。ただ、臨時と正規職員がいる中で、財政面から民営化ということが問われると仕方がない部分もあるのかなと思いますが、公立の一園長として考えると、公立として今までやってきたNo20の質問にありましたが、公立保育園の民営化しないといけない苦しさということでご質問がありました。やはり今まで公立として地域との関わりや保護者との関わりということですと動いてきています。その部分のお互いの関係は、とても良い関係になっていると思います。民間になったからダメになるということは私の立場から言えませんが、そこが上手く民間へ引き継がれることを私は現状では願うだけです。

（委員）

教えて頂きたいのですが、新システムについては、まだ私もはっきりとは分からないのですが、きちんと導入される前にこういう民営化の話が例えば決まってしまうと、新システムの内容は素人レベルで申し訳ないですけど、例えば今は市が申込みは一括しているところが個人になったりだとか、民間になってしまうと何かトラブルがあった時に市は口出しが出来なかったりと、新システムが導入されてそういうのがわかると保護者がますます「民営化はちょっと嫌だわ。」と思うから、だから先にこういう話を進めてしまおうとしているのかなと思ったりしてしまいます。もし新システムが導入されて行政が立ち入れない部分がすごく増えた時に、それでいいのかとその辺に危機感を感じないのかなと思います。今せっかくある8園でも地域にひとつずつとは言いますが、地域と言っても臼井地区、志津地区と大きいです。8園でも足りない位で、そこを増やせとは言わないけれども、きちんと福祉を守る砦は8園をこれ以上減らす必要があるのかなと思います。財源の話をする、経済重視の世の中それがまかり通る現実ですけど、福祉の観点で話をしていくと、もうちょっと違う答えが見えてくるのかなと思います。

（副委員長）

社会福祉のことを議論する時に、とても難しいのが公立と私立、そして公的と私的是違います。公的サービスの中には、実は日本は公立と私立が混じっています。すごく分かりにくくて、公的サービスとは

何かというと法律で定められていて、行政が監査をしたりとか、いろいろな罰則を科したりすることの出来るサービスの部分があるのですが、社会福祉法人は民間ですが公的なサービスです。もうひとつ児童福祉の領域で保育園のことを考える時には、社会福祉法を考えなくてははいけません。保育園は勝手に児童福祉の領域で欲しいからつくれるものではなく、社会福祉法の中に社会福祉の施設として、こういう決まり事、手続きの中で造らなければいけない、運営しなければいけないという定め事があります。今度の新システムの議論というのは、若干そこが後追いになっているのは事実です。新しいこと、今の閉塞感を打破するために、たくさんのアイディアを入れて新しいイメージを作ろうとしています。それと今、従来からある法律規制のコンプライアンスと今ちょうど突き合わせている段階だと思います。保育園は児童福祉法の施設です。法律でいうと保育所です。たとえ新システムが導入されて、新しいやり方であるとか方式であるとかバリエーションが出て来ても、根幹の部分が社会福祉法に定められた第二種社会福祉事業としての縛りから出られません。ただし、もう何年経ったか忘れてしまったのですが、旧厚生省、厚生労働省が民間活力の導入ということを行いました。この質問の中にもあることですが、それによって社会福祉法人だけではなく NPO という新しい民間の組織が社会福祉のサービスの参入が出来るようになりました。そして今、ある程度社会貢献をしたい理念を持った民間の産業も入れるようにしていこうというのは、資源に限界があるからです。社会福祉に対して先程から、総論と各論の議論が入り乱れていると思います。社会福祉総論の議論と児童福祉総論との議論、それと保育論との議論が交錯していると思います。社会福祉全体でいろいろな人が、高齢者も困っている、障害者も困っている、子どもたちも困っている、困っていることに多様に応えるために、いろいろな資源を使いましょう。本来、社会福祉はナショナルミニマムなので国の責任で行政がしなければいけないものだけど、今議論されているように公立だけでは議論出来ません。だから 1940 年代に、社会福祉法人という形で先ほど言った民間ですが公的な性格を持った組織を作って、まずはバリエーションを増やしました。そして次に、今度は社会福祉法人よりもう少し柔軟な NPO やボランティアさんもだんだん参入出来るようになってきて、一般企業が入ってきたけれども、あくまでも非営利が原則です。社会福祉事業である以上は、ここは譲れないと思いますし、我々も譲ってはいけなところだと思います。委員の中には議員もいらっしゃいますが、行政の中で或いは議会の中で、この佐倉市全体の中で社会福祉をどう守っていくのか、そして社会福祉全体の中で児童福祉がどう守られているのか、その中の保育の話しというところで財政論など

はぜひともして頂きたいと思います。新しい新システムが導入されたから行政が介入出来ないということはありませんと思うし、そうなることを国民全体として市民全体として許してはいけないと思います。それは憲法違反だと思います。或いは、児童福祉法違反でもあります。

（委員）

では今、何か民間の保育園でトラブルがあった場合は、行政が指導したりとかは出来るのですか？

（副委員長）

もちろん出来ます。

（委員長）

市長の委託を受けて子どもを預かっています。公立・民間となっているけれども、全部公的な仕事をしています。

（副委員長）

２０００年に社会福祉法という法律が変わりまして、利用者側の権利擁護のために、子どもであるとか保護者の方々の権利擁護のために、第三者サービス評価、先程からおっしゃっている第三者苦情解決システムというのが導入されました。これは、その当事者間に関係のない人たちが、サービスがコンプライアンスして法律に遵守して適切に行われているかどうか、子どもたちの人権を守って提供されているかどうかを外部で評価してもらうシステムです。或いは苦情解決というのは、当事者の子どもたちや保護者から、たぶん皆さん保育園にお子さんを預けたことのある保護者の方は保育園でご覧になったことがあると思うのですが、保育園に行かれると必ず多くのかたの目の留まる所に「苦情解決の委員はこういう人です」、「何か保育園のサービスに不服がある時には、こちらに連絡してください」ということが掲示されていて、私も保育園ではありませんが児童福祉施設の第三者委員をしておりますが、我が家の電話はそこの施設で公開されていて、何かそこで権利侵害が起こったら、私の所に直接電話がかかってきたり、手紙が送られてくる仕組みになっています。それは民間であろうと公立であろうと、公的サービスの保育サービスを受託している施設の方針は、しなければいけないこととなっています。

（委員）

形としていろいろ守られるようにシステムがあったとしても、現実とはそこにギャップがあると思います。例えば、私の家のすぐ後ろに社会福祉施設がありますが、そこには今副委員長がおっしゃたよう

に、何か問題があった時にはという張り紙はしてありますが、それがどう運用されているかということ、またちょっと現実とは違います。例えば保育の方で言いますと、学童保育です。民間の学童保育を調べた中で、たぶん今学童保育での怪我や、子どもたちの怪我だけではなくてインストラクターさんの怪我があります。それをちょっと調べた時に、民間の施設には、その怪我の報告の義務がありませんでした。だから民間と公立の違いが、そこではっきりと分かりましたし、民間保育園の園長さんは、そこの一国一城の主だと思います。先ほど民間の利点ということでお話しされたように、園長の意思で「今日は天気が良いから・・・」というのは、素晴らしいとは思いますが、でもそれが出来るのは一国一城の主だから出来るのであって、そこに市がどこまで関与出来るのか、都合の良いことだけ関与するということは出来ないと思います。

（副委員長）

第三者委員会が機能していないというのは、これはぜひ市としての責任として機能するように指導して頂きたいところです。それは確かに委員のご指摘のように、千葉県下の児童の人権養護に関しては、正直私は問題があると思います。先程のご質問は、「民営化された場合には、行政は介入出来ないのか。」ということだったので、仕組みとしては介入出来ます。ただし、すべてにおいてそうだと思いますが、法律がありルールがあるから全てが理路整然と進むかというところの中そうではないと思うので、どうやって仕組みを上手く動かしていくのかということです。これは皆さんが今議論している中では、ハード面・ソフト面・財源面で言うと、ソフト面の部分になります。システムをどう動かしていくのかというところの議論になります。職員の中には常勤とそうでない方々がおられて、そこでは親の立場からすれば全力で子どもに向かって欲しいという意見がありました。でも専門職集団とした時には、キャリアによって出来ることと出来ないことがあるので、仕事をしながらトレーニングをしていくというのは有りで、先程おっしゃったのはそういう意味でおっしゃったのであって、決して子どもに対して力を抜いているということではなく、大学を終えた保育士さんたちがご期待に沿えるだけの仕事出来るかということ、申し訳ないけどたぶん無理だと思います。3年とか5年OJTで育てて頂いて、それは常勤だから非常勤だから嘱託だからは関係なく、ベテランの方とそうでない方がいて、大事なのはそこにチームアプローチという方法論を保育園の保育が持ちこめているかどうかです。そうした研修システムというのを、行政の側と一緒に考えて頂きたいことなのですが、私は保育士さんの研修をされていて思うことは、

公立の保育園の保育士さんだから、民間の保育園の保育士さんだからということで研修に臨む態度というものは全然差はありません。皆さんとても子どものことを思って、一生懸命研修に臨んで下さって、そこにいらっしゃる方で差というのは分からない大変勉強熱心です。もし現場でそういう問題が起こるとしたら、委員がおっしゃったように仕組みですとか方法論があったとしても、それが機能するだけのバックアップであるとか推進力を、行政であるとか或いはそれに関係している人間が持っているかです。先程の子育て支援センターを相談にということが行政が言われていましたけれど、相談に乗れる資質を持った力量を持った保育士さんが、まだまだ育ち上がっていないのが現実問題です。保育士さんの養育プロセスというのは、本来子どもに向かう専門性を育てる教育システムです。それがある日突然、世の中が子育てがすごく難しくなってしまったから親の相談にも乗ってというように、子どもに向かう専門性と親の相談を受ける専門性は別物です。だから今、従来子どもに向かう専門性を応用して、一生懸命勉強しながら保育士さんたちは、この子育て支援センターで親を支えて下さっています。現状として、我々は子育て支援センターは、ぜひとも相談レベルまでは行って欲しいと思っていますが、現状ではサロン型です。とにかく、お母さんお父さんたちが集う、安心して集えるいろいろなバリエーションの経験が出来るということに留まっています。これは、なかなか人材は育ってはいきません。相談、相談と皆さん簡単におっしゃるのですが、どんな人だったら皆さん自分の本当の苦しい悩み事を打ち明けても良いと思われるでしょうか。これは、相手の側の問題でもあります。私たちサービスが、信用されているかという問題もあります。相談することが難しいかた、家に閉じこもっている人たちの所まで出かけて行くというのは、非常に高い専門性を求められる所で、子どもの命を守るためには急務なのですが、プロはそう簡単には育ってはいきません。ぜひとも皆さんに持って頂いた問題意識を持ちながら、今後制度を見守って頂きたいです。ここでの疑問や議論に終わらせないで、実際に移行していくプロセスの中でハード面の問題、ソフト面の問題、財源の問題、総論、各論その辺りをよく整理しながら、これは行政側の評価の責任でもあると思いますし、プレゼンテーションでの責任でもあると思います。そういう意味ではご指摘のとおり、ここに書かれていることは、割とボヤボヤっといろいろなことが書かれていて分かりにくいです。そのところは今後制度を動かしていく中で、随時効果測定を行って頂きたいと思います。そして、サービスの進行管理を行って頂きたいと思います。これは、行政だけの責任ではないです。議会もそして市民の皆さんも、或いはこうして関わらせて頂く私たちも見守らなくてはいけないと思います。ちょっ

とずつ良くなるということと、ちょっとずつ悪くなるという両面あります。いったん造ってしまったら終わりなのではなく、問題があったら解決して良くして行く。ぜひとも皆さんが興味・関心を継続して頂いて、それぞれの立場からこの問題をずっと見続けて頂きたいし、制度が出来ていてそれが動いていないのなら、ただ批判するだけでなく動かして頂きたいと思います。民生委員・児童委員の皆さんもたくさんいらっしゃると思いますが、保育園だけが頑張るのではなくて、地域を歩いている民生委員・児童委員の皆さんも保育園とコラボレーションして頂きたいし、その後の教育機関もぜひとも関わってコラボレーションして頂いて、特に学童保育というのは、教育の段階に入った学校教育の段階に入ったお子さんのサポートになります。ですから議論される時に総論と各論と、今日話題に出ていたのはハード面とソフト面と財政ですが、そういったものをあまりごちゃ混ぜにしないで、問題提起と議論をして頂きたいと思います。公立・私立の共同の問題では、委員からお話がありましたが役割と機能を上手く分担して、子どもたちが必要としているものを我々大人が備えて行き、子育てをしていくご家庭が必要としているものを我々が備えて行く。では、公立にはどんな役割を担ってもらうことが必要であるのか、民間の良さを生かしてどんなところに応えてもらうのか、そんな全体のデザインをしながら、或いはもうひとつは、佐倉市にある公私の保育園はどんな特性を持って、どんなことを得意としている保育集団と今なっているのか、そしてその門戸を叩いて民間企業が入ってくるとしたなら、そのレベルにいなければ入って来られませんというような、ぜひそんなものを見せて頂けたら良いかなと思います。ただ、本当に民間企業の参入は諸刃の刃です。ですから、この民間が入って来るというのも、社会福祉法人等の民間と企業型の民間とは、少し区別して議論された方がよろしいかと思います。少し長くなってしまって、申し訳ありませんでした。

（委員長）

ありがとうございました。この新システムもまだ決まっていはいないのですが、決まりつつある時には絶対に行政の手は放してはいけない、離さないで下さいということは現場としてお願いしていますから、たぶんその辺は大丈夫ではないかと思っています。

（委員）

今、副委員長のたいへん議論構築が複雑で、なかなか分かりにくい部分もあったのですが、私は、保育はサービスであってではないと思っています。必要な子どもに必要な保育が、手立てが取られなけれ

ばならないと思います。財政論も必要とおっしゃいましたが、やはりここでは財政論を語り合う所ではないと思います。他に、子どもたちの立場に立って議論する場は、ここにしかないです。

（副委員長）

誤解がないように、財政論は別の所だと申し上げたのです。

（委員）

そうですか。それは分かりました。

（委員長）

事前質問の回答についてという事だったのですが、すみません。先程から学童保育のことが出ているので、いかがでしょうか。

（委員）

児童センターのことでよろしいでしょうか。

（委員長）

先程の NO.4 と NO.20 のところで、お願いします。

（委員）

この素案の中にも出てくるのですが、志津児童センターの場合ですと老朽化が進んでいます。昭和54年に建設した施設ということで、施設の部屋や敷地の面接が狭いという部分もあります。お子さんがいる状況の中で、少しずつ改修しているという状況です。そういう環境ではありますが、年間1万2000人から1万3000人位の利用を頂いています。特に乳幼児親子については、平日で1日30組前後ご利用して頂いております。先程からお話しにいろいろ出ておりますが、ただ単に子どもの遊び場ということだけではなく、子ども同士、親同士、お友達づくりや情報交換、時には相談なども職員が受けることがあります。そういった場に役立っているのかなと感じております。子どもたちは小学生から高校生の利用があるのですが、しかしながら子どもの健全育成と言いますか、子どもそれぞれの家庭環境によって、家に居られない或いは居たくないという子どもが若干いるのも現実です。そういう子どもたちにとって志津児童センターは、特に土日ですが、そういった子どもたちが集まって来ます。そして、別の小学校の子どもと児童センターの中で、友達付き合いをしているという子どもも実際におります。ですから児童センターの重要な役割が、そこにあるのかなと感じているところです。職員同士アイディアを出し

合いながら運営している状況ではありますが、素案の中にも出てきますけれども、民間のノウハウ・アイディア等を利用する価値は十分あるのかなと感じております。以上です。

（委員長）

ありがとうございました。地域の子どもたちがいなくなった中では、友達づくりですとか大きな役割をしているのかなと思います。

（委員）

今、児童センターで児童インストラクターをしています。やはり、そういう児童センターですとか、その前は老幼の館で学童保育をやっておりました、児童センターの役割を所長がお話しされたように、行き場所のない子どもたちが土日に来ます。本当にお家に居られない子が集まって来て、それは人数としては少ないですが、話を聞いてあげると、本当にぼろっぼろっと大変な状況を話してくれます。だからすごく大事な役割、地域に必要とされるセンターだと思っています。乳幼児親子さんも利用されています。保育園の方で子育て支援をされているということですが、やはり私たちの所でもお母さんたちとコミュニケーションを取りますので、その中でいろいろな悩みを言ってくれます。いろいろな悩みの中で私たちも、それまでは子どもたちと関わることを主にしていたのですが、これはお母さんが元気にならないと子どもが元気にならないと思って、お母さんが楽しめるものを、子どもを預かってお母さんたちを元気にさせようという仕組みを作ったりしますと、どんどんお母さんたちは元気になりまして、お母さんたちが元気になりますと不思議と子どもは影響されます。本当に元気に遊んでくれて、お友達も作ってくれます。それを佐倉老幼で体験しまして、これは本当に大事なことだと思いました。元気になったお母さんは、必然的にグループを作ってまた社会に飛び出して行ってくれるので、子どもが小さい時のグループが、子どもが小学生に上がっても良いチームが出来ていて、いろいろな悩みを相談出来る仲間として、そのお母さんたちは私たちを見て何か協力したいと思ってくれるので、民生委員もしているので福祉の方で子育ての会議を月に1回とかしているのですが、今はそのお母さんたちに講師としてお願いしたりと、良いチームが出来つつあるので、やはり本当にこういう子育て支援センターというのは必要だなと思います。

それと先程シフトのお話しを保育園の方でされていましたが、私たちも児童インストラクターは、月に10日位しか出ないのですが交代をしています。やはり間隔が空いたりするので、それを上手くやるにはどうしようかというのを考えて、ノートとかメールとかのやり取り

でなるべく連絡を密にして、来てくれる人に不安がらせないというか、なるべく対応出来るということを考えております。そうしたら、その中でインストラクター同士のチームワークというものが出来てくると、必然的に会議とかを持たなくても、どんどん回転して行きます。これをやって欲しいなと思っていることが、何も言わないのに出来上がっていたりと、そういうのが出来てくるのでチームワークというのは、とても大事だなと思いました。

（委員）

公立幼稚園に子どもを預けておりまして、佐倉老幼の館に毎日のようにお弁当持ちで通っていました。月に1回、お母さんの中から先生を選んで、そのお母さんが得意なフラワーアレンジメントだとか親子体操だとか、そういうことを申し込み制でやりまして、そこからサークルが出来たりしました。佐倉老幼の館で「ママのニコニコリフレッシュタイム」というのがあるのですが、そういう独自のものがそれぞれの児童センターでも、いろいろな特色での活動が出来ると思います。

（委員長）

良いチームワークが出来ると、そうおっしゃりたいのだと思います。

（委員）

その時に老幼の館にお世話になっていたので、佐倉幼稚園の園庭開放の年間予定を、個別に「老幼の館に貼ってください。」と持って行きました。うちの活動日でもあるし、そっちに行かれちゃうと老幼のお客さんが減ってしまうということで、当時の所長先生に躊躇されまして、でも無理やり置いてきて貼ってもらったのですけれども、待機児童が保育園を造っても増えるという現状で、児童センターに他の施設の情報をどんどん置いてほしいと思うのですが、やはりお客さんの取り扱いというのはありますか？良かったら子育て支援課の方から一括に、園庭開放の日程などをもっと他の施設でも情報提供が出来るように、そこの幼稚園に貼っただけでは来た人しか分からないので、他の施設に行った人が他の施設の情報を得られるような、保育園を選ばなくても公立幼稚園でも16時まで預かってもらえるので、今、公立の幼稚園が定員割れで園児が少ないということはPTA会費も少なく、行事での費用を園が出すかPTA会費から出すかというようなことで切実です。PTAとしても、公立の幼稚園も園児が欲しいです。もう少し児童館などで、公立の幼稚園をアピールして頂くような形が

出来たら良いなと思います。ありがとうございました。

（委員長）

よくお母さんたちが行くお店に貼ってもらったり、公民館などに貼ってもらって、子育て支援を宣伝しているということはありませんね。

（委員）

ぜひ幼稚園でも、17時まで延長してもらえるように。

（委員）

以前にそういうアンケートがあったのですが、公立の幼稚園に預けているお母さんは、小学生のお兄ちゃんお姉ちゃんが帰ってくる前に幼稚園にお迎えに行って、なんとか子どもは自分でというかたが多いので、保育園に預けているお母さんが幼稚園が延長してくれたらという意見はあると思うのですが、幼稚園でアンケートを取ると少数の意見になってしまうというのがあると思います。

（委員）

ぜひ、また幼稚園を利用出来る人が増えるようにお願いします。

（委員長）

質問に対する意見というのは、この辺で締め切って意見交換の時間としてよろしいでしょうか。

（委員）

私が思うのは市の施設とおしでありながら、その情報交換が出来ていないというか、先ほど民間保育園の子育て支援事業の特色をということで委員が質問された時に、すぐに回答が出てこなかったりと、特色ある保育園をどんどん皆さんに知ってもらえるようなシステムというのが必要なのではないかと思います。「この保育園はこういう特色があります。」ということが、すぐにパッと出てきたら私はすごく嬉しかったと思います。

（委員）

今の意見で、自分が質問した時にすぐに出てこないということは、あまり把握はしていないのかなと思ってしまいます。こういう子育て事業のことでしたらまだしも、例えば何かトラブルだったり課題だったり、把握していないみたいなのところが心配です。何をやっているのかがすぐに出てこない、悪い点は一国一城の主は隠したがるのかも知れないし、そういったところがすごく気にはなります。

(委員)

最近の親の傾向としては何か問題があった時には、もちろん園長に言ってくる場合もありますが、行政に直接ダイレクトに言いますので、把握していないのではなくて把握はしているのだけれども。

(委員)

介入出来ない？

(委員)

介入も、もちろん出来ます。こういう問題が親からあったけれども、園長どうということかと話しがありますし、それが大きな問題であれば、施設の園長と行政と、もっと必要であれば第三者委員会を交えてですとか、県にも第三者委員会がありますのでそういう人を招いてだとか、そして行政と民間とこちらだけでは解決出来ないという問題も出てくるので、そういうチームワークを組んで大きな問題の場合はやっています。もうひとつは、民間の運営の情報というのは今はホームページが非常に発達していますので、他の園でもやっているのではと思いますが、うちの園ではホームページにお金をかけて、ブログをいろいろな行事の度ごとに書いて写真を掲載したり、いろいろ皆さんに情報を提供しています。例えば、子育て支援センターもブログの中にあってクリックすると、来月の行事予定ですとかを見ることが出来ます。出来るだけ誰もがみられるような情報の公開を、IT 時代に則した情報の伝達というのが一番分かりやすいです。

#### 【佐倉市保育園等の在り方に関する基本方針（素案）について】

(委員)

私は、子育てサポーターをやっております。例えば保育園に預ける前の時間帯に、どうしてもお父さんお母さんがお仕事に早く行かなければいけない、或いはシフトを組んだお仕事をしてお父さんお母さんです。そういうお家に朝6時位に伺いまして、まだお子さんは寝ていらっしゃるので、その間にお母さんは先に出てしまっている状況で、その後8時位までお子さんを見てあげて保育園に送っていくというような感じです。帰りは、保育園が終わる時間までにお父さんお母さんが帰って来られない場合には、またお迎えに行って、20時までですとか場合によっては22時位までそこのお家に行って、しばらくお子さんを預かるという時間がバラバラというような、そういう大変

なことをここ数年やっております。普通の何も問題のないお子さんであれば今日の仕事は終わったと、お父さんお母さんに預けて帰るのですが、A3版の保育園の在り方という基本方針の中で、基本に皆さん戻って頂きながらお考えになって頂きたいのですが、(2)の公立保育園の在り方のイの部分で、「特別な配慮を必要とする子どもへの支援」ということで、障害児のお子さんを実際サポートしたことがあるのですが、保育園ではなかなか受け入れてもらえないです。断られてしまって、そこのお宅で1日預かるということをしていたのですが、現状保育園では素案の中では、必ず見るということになっています。素案の中で3ページのところです。佐倉市の保育園の状況という中で、「障害児保育については、公立・民間すべての保育園で受け入れ可能ではありますが、実際には公立に入園する例が多い。」となっていますが、現状は断られてしまったということがあります。実際に障害児のお子さんを、お母さんもととても困って仕事もしないといけないということでしたので、結局そのお宅で預かるということをしました。ある企業においては、障害児に対してはお母さまの雇用関係を良くして下さって、かなりよく見て下さるという所もあるようですが、なかなか甘いものではなく厳しい現状です。そのところのお話を伺いたいと思います。

(委員長)

それは現場ですか？それとも行政にですか？

(委員)

現場と行政の両方に伺いたいと思います。

(委員)

公立保育園ですので来る者は拒みませんが、子育て支援課の方で入園決定をしますので、その中に特別支援のお子様が含まれていればそのまま受けます。保育の仕方としては、お母さんや関係機関に行っていれば保育園も一緒になって、話し合いをしながら進めてはいます。

(事務局)

平成23年の11月現在ですが、公立保育園に入園している障害児についてです。手帳取得者が6名、要支援のお子さんが13名、その他が20名で合計39名を保育園では保育しております。そして、民間では33名を受け入れております。

(委員)

受け入れはされるということでしたが、実際に保育士さんは現場で手はありますか？

（委員）

加配はされております。ですがケースによるとと思いますが、1対1で必要な場合は子育て支援課と協議をして、加配をして頂くという形をとっていると思います。

（事務局）

39名で職員は11名加配しているのですが、1対1でほとんど見ますので、職員を募集しても、なかなか採用まで辿り着かなかったりと職員が集まらないのですが、一応11名職員を加配しています。

（委員）

現状をだいたいお聞きして分かりましたが、行政のアピールの仕方をもう少し考えて頂けると、実際お母さまがたとしては、たいへん暗い感じになってしまっています。やはり無理なのだと思ってしまうので、受け入れは大丈夫だということを今後の在り方の中で入れて頂くように出来ないかと思いました。

（委員）

民間の方からで、素案の3ページで佐倉市の保育園の状況の中で、「障害児保育については、公立・民間すべての保育園で受け入れ可能ではありますが、実際には公立に入園する例が多い状況です。」これは行政の民間への配慮だと私は思っています。民間の場合は、そのための加配というのが公的なものが確保されません。補助金として、例えば1人の障害児を受け入れたとして、金額は最近受け入れていないので覚えていないのですが、5万円位だったでしょうか。

（事務局）

月額で15万円位です。いろいろ要件がありますので、合致しないというところがあります。

（委員）

昔の制度しか覚えていないのですが、受け入れていた時は5万円位しかもらえなくて、3人障害児を受け入れないと1人分の人件費が確保出来なくて、かなり前にありました。私は、障害児を受け入れることが健常児のために良い刺激になって、共に生きるという視点の中で保育を豊にしてくれると思います。これまでの経験上、そういう形で

私は障害児を受け入れたいのですが、制度に対して市にアプローチしてこなかった私の責任ですが、15万円もし頂けるとなると完全なる正職でなくても1人加配出来ます。障害児保育も、公立・民間と保護者にとっては選べる、そういう選択肢を広げてもらうことはとても大事なことだと思います。民間は民間として、障害児をどう受け入れどう保育をして共に育つ場を作ろうかということを、私は本気で考えています。民間保育園ではなく、モンテッソーリの子ども家と言って30人位の小さな教室をやっていて、そこでは必ず障害児を受け入れます。子どもたちが受け入れると、少人数だと子どもたちが良い関係を作ってくれます。小さな無認可のモンテッソーリの教育ですが、あえて1人入ってもらいます。

（委員）

先生のお話が、とても素晴らしくて感動いたしました。子どもたちが、健常者の子どもたちが受け入れられるという体制を、園そのものがとって見て下さるというそのお考えは、とても素晴らしいと思います。実際に私が見たお子さんのお母さんは、民間にお願いしたのだけと断れてしまいました。子どもがどうのということではなく、園そのものが、申し訳ないですが他の健常児に迷惑がかかってしまうのでということで断られたという現状だったので、心配で伺った次第です。ありがとうございました。

（事務局）

先ほど障害児を受け入れているという話をしましたが、すべてを受け入れているのではなく、硬い話で申し訳ありませんが、佐倉市障害児保育実施要綱という要綱がありまして、重度のお子さんについては基本的にはお断りしております。中度・軽度のお子さまを、身障者手帳ですと2級、3級、4級の中度・軽度につきましては、今現在保育している中には例外もあると思いますが、保育ですので同じ部屋で保育しますので、重度の場合ですと要綱で定めておりますので、すべてを受け入れているということではありません。

（委員長）

ありがとうございました。その方は、重度のお子さんだったのですか？

（委員）

中程度だったと思います。分かりました。ありがとうございます。

(委員長)

行政に相談したら良かったですね。

(委員)

学童保育の時に、まだ障害児を受け入れていない時だったのですが、自閉症のお子さんのお母さんが来られまして、どこに行っても断られてしまうということだったのですが、学童保育でも受け入れて欲しいということを訴えてきて、受け入れる側も知識が無かったので、それなら知って欲しいという感じで、自閉症のこの子はこういうことをこうすれば良いということを訴えて、その子を受け入れるようになりました。その時は、その障害を持った子にスタッフが一人付きました。大変なことになるのだろうと思っていたのですが、実際に預かりましたら最初は問題がありましたが、普通の学童の子どもたちが喧嘩をしたり揉め事があったりとしていたのですが、その障害を持った子がひとり入ったことによって、その子を見るようなことが出来ました。今までは、いじめられ役の子どもが自信がついて、子どもたちの全体の不隠気がガラッと変わりました。意外なことが起こったので、実際に経験しました。その後は、その頃は市では3年生までしか預かってもらえなくて、4年生になったらどうしようかと、一つひとつ乗り越えていかなければいけないことだけど仲間と一緒にやっていきますということで、今は中学生になっております。そういう風にやられて来られています。一緒にということが大事だなと思います。

(委員長)

健常児も共に育つと、よく言います。

(委員)

それと、先程のホームページで情報を発信しているとこのことで、若いお母さんたちは見るのですが、更新がされていません。見ても情報が更新されていないのが現状です。お母さんたちもホームページを見たのですが、「情報が古くて新しいのが載っていない。」と言っているの、それが現状です。

(副委員長)

今の障害を持ったお子さんの受け入れのことで、ひとつ皆さんに分かって頂きたいことがあるのですが、みんな同じということは大事なことのなのですが、知的障害を持っていて感受性のとても鋭いお子さんは、時に普通のお子さんたちのペースが速すぎたり、一般の生活の音が大き過ぎたりして休みたいという時もあります。ですから、みんな

同じも良いのですが、そこで一人ひとりの障害を持ったお子さんの特性に応じた居場所と配慮が必要です。保護者のかたは、どうしても皆と一緒に一緒にと思ってしまうのですが、お子さんの立場に立った時に、今の自分の育ちと個性にとって、そこが馴染むか馴染まないかなので、周りの大人や子どもが受け入れようと思っても、その障害を持ったお子さんの特性によっては居ずらさを感じる時があるので、そのコーディネートには十分配慮をして頂きたいし、親の思いも十二分に受け止めて、本当に親御さんがお子さんにとって居やすい場所を選択出来る落ち着きを持っていらっしゃるかどうかが、一生懸命に愛情ゆえに、お子さんの気持ちを置き去りにして、普通の子と同じように育てたいという思いの中で、お子さんが苦しさを感じていないか、そのところを配慮しながら皆で考えていくことです。なかなか30年も前に建てた建物の中で、そのスペースを確保することは難しいことだとは思いますが、時々みんなから離れて休めるスペースが無いと辛いお子さんもいらっしゃって、みんなと一緒に居ることも大事だし、みんなと同じ関わりでは、その障害の特性によってはなかなか開発されていかない個性もあるので、その場合には、その子が落ち着いて自分の個性を発揮出来る場所を用意してあげることも必要です。ぜひ多様な視点から、障害児のお子さんの受け入れを考えて頂ければと思います。

（委員）

今のお話しの関連で、中学校で事例があります。中学校1年生の生徒なのですが、小学校の頃からトラブル続きで、今3学期から特別支援学級で、席は通常学級にありますが生活をしております。周りに対して暴力を振るったり、いろいろな行動を起こすということは、その子にとってそこでのストレスがあって、周りとの関係で上手く表現出来ないということがあると思います。今、その生徒は特別支援学級で生活していますが、とても穏やかになって、周りのその特別支援学級の生徒もその子に対しての関わりがとても丁寧で優しいので、その子はとても穏やかになっています。そこで周りとの接し方を勉強したりして、通常学級に帰っていけることが出来るかもしれません。障害を持っている子が通常学級で上手く生活が続けられるかどうかは、それぞれの様子を見ながら、状況を判断していくことが大事なかなと思います。

（委員）

障害を持っている子が、そういう場が普通であるとか音の問題だとか、自閉を持ったお子さんは非常に敏感です。今、モンテッソーリで

預かっているお子さんは、そういうお子さんです。逃げ場を必ず作っておくということが重要で、うちの園だと園長室です。私が少し落ち着くまで遊んであげたり抱っこしてあげたりして、いろいろなことをしてあげると部屋から出ていきます。そういう逃げ場所というのは、本来は部屋があって学校でいう保健室みたいな所があると良いのですが、保育園はそこまでの確保が難しいので、園長室ですとか事務室に私なり誰かが居て、来たら受け入れてあげて、やりたいことをやらせてあげます。いたずらもしていますが、それは許容範囲であれば問題はありせん。もうひとつは、卒園した後に1ヶ月に一度、ある職員が養護学校で働いていた職員がいて、その職員を中心として1ヶ月に一度必ず集まって情報交換といいますか、自分の大変だったことなどを話したりすることは、とてもお母さんにとっては慰みになったりしています。

（委員）

今お話しにあった自閉症の他に、発達障害というのもあります。発達障害というのは、ある程度やれば上手く社会生活が出来ます。その時に気を付けなければいけないことは、青年期に大人になった時に、いろいろなおかしい事件で女の子を刺したとかいう事件は、発達障害に近いと思います。だからそういう子は、良い意味で地域で見る必要があるし、発達障害は6～8パーセントと言われるけど、調査によっては14.7パーセント位です。それが反社会的なものになるので、そういう問題児を保育の段階でチェックする方法を考えていかないといけないと思います。

（委員長）

そろそろ時間なのですが、どうしても言いたいことがある人はいますか。

（委員）

行政側に確認したいことがあります。学童保育が指定管理者制度にということが方向としてありますが、この適用は公立も民間も全部一律にするのかしないのか、ここではよく分からなかったのでお聞きします。

（事務局）

民間の学童保育所はそのまま存続する形で、今まで通りお願いをします。

(委員)

市町村によっては、公立も民間も全部指定管理者制度の枠の中に入れている所があります。佐倉市はどうかというのがあったので、お聞きしました。

(委員長)

民間は大丈夫ということです。

(委員)

入れてもらって管理してもらえると、建物も造らなくて済むので、やってもらえるとありがたいなと思いました。

(委員)

小学校の校長が来ていれば学童保育の観点で話が出来ると思うのですが、中学校ですとなかなか子育てという部分では関われないのですが、中学校では部活動がその辺りに当たるのかと思います。この公立の保育園の民営化ということで考えますと、公立の佐倉市内の小・中学校において民営化、民間移行、管理委託という話があります。これは用務員さんなどですが、学校が子どもを育てる場ということを理解してくれて運営している会社なら良いですが、人を集めて配置すればということで、社会福祉法人なり非営利を主としていない営利目的な所だと、配置した人が1週間で辞めてしまったり、子どもたちの関わりの部分で、用務員と言っても子どもたちと関わってもらいたい部分もあるので、そういうことが出来ないなどそういった問題も出てきます。民営化を進めていくうえで、本当に内容を理解して子どもを育てる視点をしっかり持った所ではないと失敗ということもあり得ます。1週間でこの仕事は合わないと言って辞められてしまって、次の人がなかなか見つからないといったことが実例としてありました。保育園ですと、ちゃんとした保育士の資格を持った人を集められるので良いでしょうが、人を見ないでただ資格があって人数だけ揃えればとそういう感覚を持った業者だと、上手く進まないのかなと思います。

(委員長)

すごく大事な部分ですね。

(委員)

実は学童保育でインストラクターがどんどん変わってしまって、それが子どもたちに、ものすごく影響を与えたことがありました。本当

にインストラクターを信用しなくなってしまうというか、どんどん人が変わってしまって、大人を信用出来なくなってしまうって、荒れてしまったことがありました。今のお話しは大事なことだと思いました。子どもたちに与える影響は、かなり大きいと思います。

（委員長）

そろそろ時間ですので、よろしいでしょうか。ここで結論というわけにはいきませんので、次回もう1回ありますので、その時にまた審議をよろしくお願いいたします。

閉会

以 上